

令和 7 年度第 1 回神奈川県障害者差別解消支援地域協議会部会②

日 時 令和 7 年10月 7 日（火） 15:00～16:30

場 所 波止場会館 4階 大会議室 1・2

出席者 【副会長】内嶋委員、菅原委員、貴島委員、上田委員、山口委員、直井委員
小幡委員、黒川委員、大野委員、山岸委員、柏木委員、川口委員

1 議題

（1） 会長、副会長の選任について

委員改選後（令和 7 年 9 月 1 日改選）、最初の開催のため会長、副会長の選任を実施した。神奈川県障害者差別解消支援地域協議会設置要綱第 4 条第 2 項に基づき、会長は東洋大学教授 高山委員に決定され、副会長は部会①にて高山会長が委員の中より内嶋委員を指名した旨、事務局より報告した。

（2） 令和 6 年度神奈川県障害者差別解消相談窓口の実績報告について

令和 6 年度、神奈川県障害者差別相談窓口（以下、相談窓口）に寄せられた相談件数は101件となり、年々、件数が増加している。

相談者の障がい者との関係の内訳については、101件のうち、障がい当事者からの相談が65件と一番多く、次いで、その他（関係機関、不明）を除くと、障がいの家族からの相談が16件と 2 番目に多い件数であった。

障がい種別の内訳では、精神障がいのある方からの相談が39件と一番多く、不明件数を除くと肢体不自由のある障がいの方からの相談が 8 件と 2 番目に多い件数であった。

相談内容の分類については、制度等の苦情や問い合わせが多く寄せられたが、不当な差別的取扱いの疑いが 9 件、合理的配慮の不提供とされる内容が 9 件確認された。

委員からは相談を受けた後の対応についても今後、共有するべきとの意見が挙げられた。県では、障がいのある方からの相談において、事業所からの差別的取扱や合理的配慮の不提供の疑いがある事案について、当該事業者に連絡し事実を確認し、対応について障害者差別解消法に基づき、説明を行っていると報告した。

（3） 合理的配慮の提供に関する事例について

ア 一般財団法人 神奈川県私立中学高等学校協会より事例提供（事務局説明）

「大学（高校）受験に対する合理的配慮について」事例提供された。大学入学共通テストにおける合理的配慮の提供の整備は進んでいる印象があり、受験時間

の延長やチェック回答仕様、拡大文字での問題記載、別室受験、試験室までの支援者同伴等を可能にして、あらゆる障がいのある受験生に対応している。一方で、それらの合理的配慮を受けるためには、事前に申請が必要であり、医師の診断書や所属校において合理的配慮を受けていた経過報告書等、多くの説明資料が必要となる。また、提出期限も受験期間（１，２月）の前年の10月頃に締め切りと早期であり、障がい当事者の学生やその家族、所属校の負担が大きいという課題がある。

一般財団法人 神奈川県私立中学高等学校協会では、入試等における配慮（令和６年度より障がい者への合理的配慮の提供が学校法人に義務化）について、各私立学校において、実情に応じた対応をすることを通知した。具体的には、受験時または入学後に特別な教育的配慮が必要な生徒の対応について、募集要項等で事前に相談する旨を記載すること、欠席の日数をもって教育相談や入試において不利にならないよう配慮をすることを記した通知「生徒への合理的配慮について」を県内の私立中学高等学校へ発出した旨、併せて事務局より報告した。

イ 東日本旅客鉄道株式会社横浜支社より取り組み事例提供

「みえるアナウンス（令和７年８月１日より施行導入開始）」についての取り組み事例が報告された。聴覚障がいのある方への案内には筆談や異常時案内用ディスプレイ等を用いて行っているが、特に異常時における駅構内の放送をリアルタイムでお伝えできない課題があるため、令和７年11月に開催される東京デフリンピックに伴い、世界中から聴覚障がいのある方が多く駅を利用されることが想定される中、※放送を可視化できる装置「みえるアナウンス」を会場最寄駅、近隣にろう学校がある駅等において試行的に導入した。今後、その利用状況から、東日本旅客鉄道株式会社における情報提供ツールの一手段となるか検討すること。神奈川県内では鎌倉駅、平塚駅に導入されている旨、事務局より報告した。

※専用ボードにタッチ、または専用の二次元コードをスマートフォン等で読み取ると駅案内放送の内容が画面に表示されるサービス。

ウ 各委員より事例提供

神奈川県知的障害福祉協会より

毎日、同じ物を買うことにこだわっていた障がい者施設利用者がいたが、店長が商品を開封しておらずきれいな状態であることを条件に返品を認めてくれた。結果、お金を使いすぎることなく、そのこだわりもなくなったという店舗における合理的配慮の提供に関する事例と、施設のレクリエーションでいちご狩りの予約をする際に、知的障がいのある方が利用する旨を伝えると、駐車スペースのす

ぐ横のビニールハウスを準備してもらうことができた好事例の報告がされた。

各障害者施設では、障がいのある方が自宅から施設等に通う際に、経路の店舗や近隣住民等に挨拶する等して、障がい特性への理解を求めている。今回の事例も、その理解が得られ、施設に通うことができ、よりよい支援につながっている旨共有された。

全国脊髄損傷者連合会神奈川支部より

菅原委員は、音声受験により日本で初めて司法試験に合格した弁護士である。

車椅子利用の方が多目的トイレを利用する際に、健常者が広くて快適という理由で利用されると、長時間待たなければならない、誰でも使用できるような「みんなのトイレ」とするのであれば、設置数を大幅に増加してほしい旨、意見が共有された。

また、鉄道利用について、駅に車椅子が通れる幅のある改札が設置されているものの一方通行になっていることが多く、片側からしか通過できないため不便であることや、障がいのある方への運賃割引として紙仕様の回数券が発行されているものの、車椅子用改札の自動改札機がICカード専用の駅もあること、乗車する際も駅員の補助対応はそれぞれで待たされてしまうこともあるため、移動の際には、自身で段差解消のスロープを持ち運びしている旨、紹介された。

神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会より

精神障がいがあり、生活保護を受給している方が、アパートを更新しようとしたところ、身元保証人であった家族が対応できなくなり、保証会社に対応をお願いしたが断られてしまった。その理由は定かではないが、障がいを理由とする可能性があるとのこと。結果的に保証会社を必要としないアパートに引っ越しをせざるを得なかったという事例が共有された。

同様の事例は散見されており、住居の確保という重要な問題であること、障がいを理由として保証やアパートの賃貸契約を断ることは問題である旨共有された。各自治体における居住支援協議会等において、不当な差別的取扱いの禁止について議論することの重要性が共有された。

2 その他（事務局より連絡事項）

ア 手話リンクについて

神奈川県庁では、一般財団法人日本財団電話リレーサービスが提供する「手話リンク」を令和7年7月29日より導入した。県ホームページの「手話で電話する」ボタンをクリックすると県庁に電話が繋がり、通訳オペレーターを介して手話で電話することができる。都道府県での導入は2番目である。導入による初期費

用の負担はなく、ホームページにリンクを貼りつけることで利用が可能になる。

利用による負担は通話料のみで、行政だけではなく、民間事業所での導入も可能であるため、各事業所などにおいても導入してもらいたい旨報告した。

イ 次回開催について

令和7年度第2回神奈川県障害者差別解消支援地域協議会は令和8年1月下旬または2月上旬に、委員が一堂に会する全体会とし、第1回目における各部会の報告及び事例の検討を予定している。

以上